

## 県独自の減収補てん臨時給付金が2021年1月の減収も対象となりました

高知県の「営業時間短縮要請対応臨時給付金」が、2021年1月が減収となった事業所も対象に加わりました。営業時間を短縮した飲食店等だけでなく、医療機関も対象となります。

対象事業所：2020年12月あるいは2021年1月の事業収入が前年同月比で30%以上減少した事業所  
給付額：2020年12月及び2021年1月の事業収入の前年同月比での減少額

(ただし、法人は各月40万円、個人事業主は各月20万円が上限)

申請期間：2021年2月10日(水)～5月31日(月)

申請方法：県庁のホームページからオンライン申請するか、申請書類を県庁の「高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金 申請受付係」への郵送

申請書類：高知県経営支援課ホームページからのダウンロード

高知県庁本庁舎1階ロビー、県の合同庁舎及び県税事務所、市町村役場の窓口での配布

申請相談窓口：088-823-9875(9時から17時まで。土日、祝日も開設)

## 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」が改定(4/15付)され

### 「第2.2版」となっています

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き・第2.2版」の第2.1版からの主な改訂部分は以下の通りです。協会ホームページにも載せていますので、ご参考にしてください。

<主な改訂部分>

- ・基礎疾患を有する者に、重い精神疾患や知的障害を追記
- ・外交上の特別な事情がある場合の予防接種について追記
- ・基礎疾患を有する者の総人口に占める割合を更新
- ・接種実施医療機関等の類型について、現時点の考え方に整理
- ・アナフィラキシーを発症した者の搬送体制の確保について追記
- ・成年後見人等による接種券の受け取りに関する留意点を追記
- ・委託事務手数料の価格改定の可能性について追記
- ・ワクチンの移送に当たり留意することを整理し追記
- ・高齢者施設等従事者や基礎疾患を有する者の確認について追記
- ・住所地外接種者に、副反応リスクが高い等により体制の整った医療機関での接種を要する場合、市町村外からの往診により在宅で接種を受ける場合等を追記
- ・DV被害者等の場合の注意事項を追記
- ・V-SYSから出力する請求総括書等の取扱について追記
- ・間違い接種の場合の取扱について追記
- ・即時型アレルギー反応の場合における予防接種健康被害調査委員会の省略について記載

## 「新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識」が(2021年3月時点)に改定されています

4月15日付で改定されており、感染者数等が更新されるとともに、変異について「急速に従来株から変異株への置き換わりがおきつつある」との記述に変更されています。